

年金 11月は「ねんきん月間」です！

社会保険庁では、11月を「ねんきん月間」とし、国民の皆さんに年金を身近で大切なものと考え、公的年金制度への理解と信頼を深めていただく期間としています。現在、公的年金は、高齢者世帯の所得の約70%を占めています。生涯にわたって受け取ることができる公的年金は、老後の生活に欠かせないものになっています。また、公的年金には、将来支給される「老齢基礎年金」のほか、不慮の事故や病気で一定の障がいの状態になった場合に支給される「障害基礎年金」、不幸にも妻と小さな子どもを残して亡くなった場合に支給される「遺族基礎年金」

年金 「国民年金保険料控除証明書」は大切に保管してください！

年末調整や確定申告の際、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、「国民年金保険料控除証明書」または「領収証書」を添付することが義務付けられています。このため、社会保険庁では、本年1月から9月末までに国民年金保険料を納付された方を対象に「国民年金保険料控除証明書」を送付します。発送時期は11月上旬です。

年金 「扶養親族等申告書」の提出をお忘れなく！

年末調整や確定申告を行うまでは大切に保管してください。控除証明書が届かない場合または紛失された場合は、大津社会保険事務所（国民年金業務課）で再発行の手続きをしてください。課税の対象となる方には、社会保険業務センターより「扶養親族等申告書」を送付されますので必ず提出してください。提出期限は12月1日です。提出がない場合は、各種控除が受けられず、所得税が多く徴収されることとなりますのでご注意ください。

なお、次の方は課税の対象ではないため、「扶養親族等申告書」を送付していません。①障害年金または遺族年金を受けておられる方 ②老齢年金を受けておられる65歳未満の方で、年金額が108万円未満の方 ③老齢年金を受けておられる65歳以上の方で、年金額が158万円未満の方

扶養親族等申告書に関するお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」(0570-051165) またはお近くの大津社会保険事務所(年金給付課 077-521-1184)まで。

社会保険に変わっていませんか？

国民健康保険に加入されている方で、就職などで職場の健康保険などに加入されたときは、国民健康保険をやめる届出が必要になります。届出がされないと、いつまでも国民健康保険税がかかることになり、職場の健康保険料と重複して支払うこととなります。

職場の健康保険に加入されたときは、次のものをお持ちのうえ、市役所保険年金課または各支所へ届けてください。

- ▼持ち物
- ・国民健康保険証
  - ・高齢受給者証 (70～74歳の方のみ)
  - ・職場の健康保険証
  - ・認印

図保険年金課 ☎(25)8137

一日社会保険相談所開設

社会保険事務所では、次の日程で一日社会保険相談所（予約制）を開催します。ぜひご利用ください。

- ▼日程
- 新旭公民館 11月20日(木)
  - 安曇川支所 11月 5日(水)

▼相談時間 10時～16時

▼申込方法 平日の8時30分から17時15分までに、電話で予約してください。

【予約専用電話】

☎077(521)1489

大津社会保険事務所

※この電話では予約以外のご用件はお受け出来ません。

情報お知らせ版

お知らせ

差押え不動産を公売します

高島市では、市税の滞納をなくすため、再三の催告にも応じない滞納者に対し、預金、給与、動産(自動車など)、不動産などの差押えを行っています。今回、差押えた不動産を滞納市税に充てるため、公売を実施します。

▼公売日 11月27日(木)

▼場所 新旭公民館 4階多目的ホール

▼公売物件 税務課窓口へ備え付けてある「公売広報」または「高島市公売ホームページ」をご覧ください。

※公売は都合により中止する場合があります。事前にお問い合わせください。

図税務課(収納対策室) ☎(25)85222

秋の全国火災予防運動 始まります

「火のこまじ 君がしなべて 誰がする」統一標語(統一標語)

【実施期間】 11月9日(日)～11月15日(土)

平成19年の全国の火災件数は54,582件で、およそ一日あたり150件の火災が発生しています。火災による死者は2,005人で前年と比べると減少していますが、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は90.3%と非常に高くなっています。住宅火災の原因は、そこに暮らす人の不注意によるものがほとんどです。これから、空気が乾燥し火災が発生しやすい時期になります。また、暖房器具など火を使う機会も多くなりますので、日ごろから、火の元の点検に心がけましょう。

すべての住宅に住宅用火災警報器を！

消防法で住宅への設置が義務付けられ、今お住まいの住宅は、平成23年5月31日までに設置しなければなりません。火災から大切な命を守るために早期に設置しましょう。

悪質な訪問販売等にご注意

消防署が直接「住宅用火災警報器等」を訪問販売することはありません。

図消防本部予防課 ☎(25)5403

ペットボトルキャップの回収に協力を分ければ資源

ペットボトルキャップは、上質のポリプロピレンという素材でできているにも関わらず、その大半は「燃えるごみ」として焼却されているのが現状です。高島市女性の会連絡協議会では、そのペットボトルキャップの回収を行っています。集めたキャップは、リサイクル業者に引き取ってもらい、その売却益を社会福祉活動に活用します。

キャップの回収ボックスは市役所と各支所(今津地域は働く女性の家)に設置しています。燃えるごみの減量化や市のごみ処理経費の削減にも役立つペットボトルキャップの回収にご協力をお願いします。

▼お願い 回収ボックスは、水ですすいで乾かしてください。

図環境政策課 ☎(25)81233

人権相談所を開きます

人権擁護委員が、人権に関する相談に応じます。日頃お困りのこと、いじめや差別など、「これは人権に関わることは？」と思われることがあれば、お気軽に相談にお越しください。相談は、無料で、秘密は固く守られます。

▼日時 11月12日(水) 13時～16時

▼場所 市役所本庁会議室

▼対象 どなたでも

図人権施策課 ☎(25)8524

税理士による無料税務相談会

相続や生前贈与にかかる税金の相談から、商売を始められたときの税に関する手続など、お気軽にご相談ください。

高島市内の税理士が相談に応じます。

▼日時 11月19日(水) 13時30分～16時30分

▼場所 今津東「ミニミニセンター」

図税理士会今津支部(小畑さん) ☎(25)20095

図税務課 ☎(25)81166